

DPC Q&A

Q 1

いつからの入院が対象となりますか？

A

平成 2 4 年 4 月 1 日以降の新規の入院患者様を対象とします。

Q 2 すべての入院患者さんが対象となるのですか？

A

基本的に一般病棟に入院される全ての患者様が D P C の対象となりますが、次の場合を除きます。

《出来高算定方法となる場合》

- 診断病名や治療内容が、D P C に該当しない場合。
- 自費診療（自賠責を含む）、労災・公災保険を使用される方。
- その他厚生労働省が別途定めた場合に該当される方。
- 平成 2 4 年 3 月 3 1 日以前から引き続き入院されている方。

《その他の算定方法となる場合》

- 障害者病棟入院基本料（N2 病棟）・回復期リハビリテーション病棟入院料（W2・3）を算定中の方。

Q 3 D P C では、病名によって医療費が変わると聞きましたが、入院途中で病名が変更になった場合はどうなりますか？

A

最初に考えられていた病気とは異なる病気であるということが判明した場合、または治療する病気が追加となった場合、診断群分類が変更になることがあります。その際には、入院初日にさかのぼって医療費の過不足を調整させていただくことになりますので、ご了承ください。

Q 4 出来高算定方法と比較して、入院診療費はどうなりますか？

A

D P C では入院中の診断病名と治療内容によって、入院 1 日あたりの医療費が決まります。

よって出来高よりも高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。また、入院日数によっても 1 日当たりの医療費が 3 段階に変わる仕組みになっています。

Q 5 入院医療費の支払い方法はどうなりますか？

A

入院中の定期請求は月 1 回（月末締め）となります。翌月 8 日前後に請求書を配布します。

退院時請求は、退院日にお支払いください。（退院日が休日の場合は、退院前の平日にお支払いいただきます。ただし、診療内容により追加料金の発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。）

Q 6 高額医療の取扱いはどうなりますか？

A

高額医療費制度は保険者で払戻が受けられます。

保険証、領収証、印鑑をお持ちのうえ、ご加入の保険者で手続きをなさってください。
なお、「限度額認定証」をお持ちの方は、総合受付にご提示ください。

Q 7 食事代・個室代の取扱はどうなりますか？

A

入院時食事療養費の標準負担額、個室代は診療費と別に請求となります。 食事負担について「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、総合受付にご提示ください。